

4 少子化対策のための法律案

次世代育成支援対策推進法案と児童福祉法改正法案

少子化対策のさらなる取組を具体化するために、平成15年3月17日に「次世代育成支援対策推進法案」〈平成17年度から10年間の時限立法〉が国会に提出されました。それと同時に、要保護児童や保育に欠ける児童への対策が中心である児童福祉法についても、これからはすべての子育て家庭への支援が必要であるとして、「児童福祉法改正法案」も国

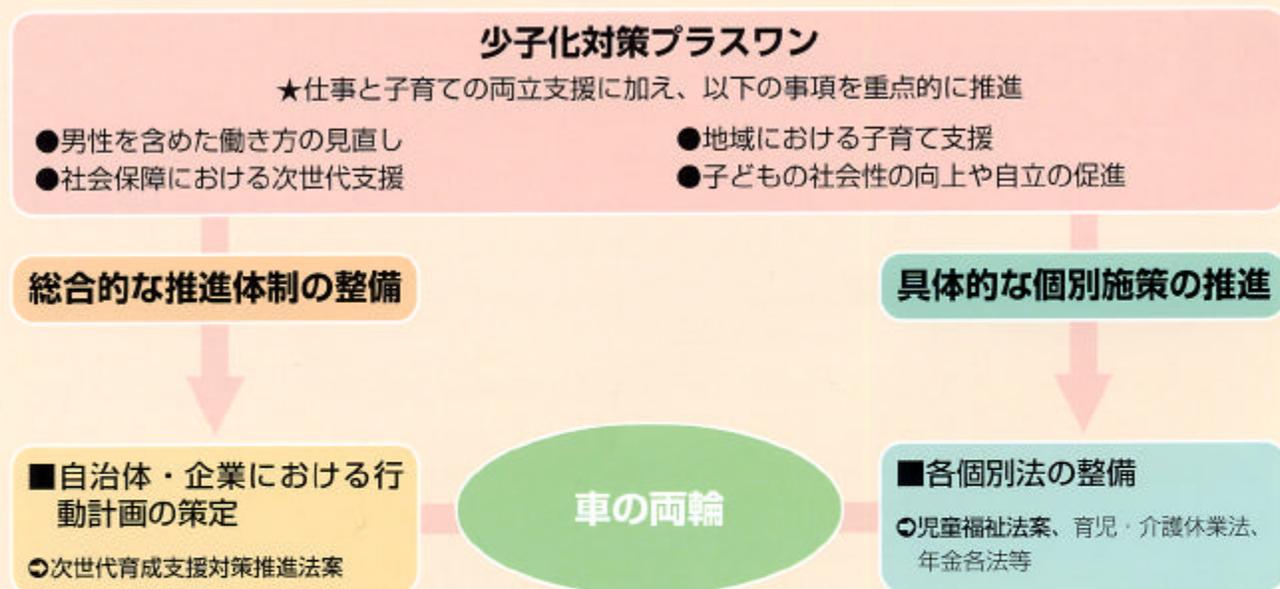
会に提出されました。

子どもを産みたい人が安心して産み育てることができるように、また、次世代を担う子どもたちが健やかに育つように、国や地方自治体はもちろん、企業や国民が各々の役割を理解して、積極的な行動を起こしていきましょう。

1 次世代育成支援対策推進法案

次世代育成支援対策推進法案の趣旨

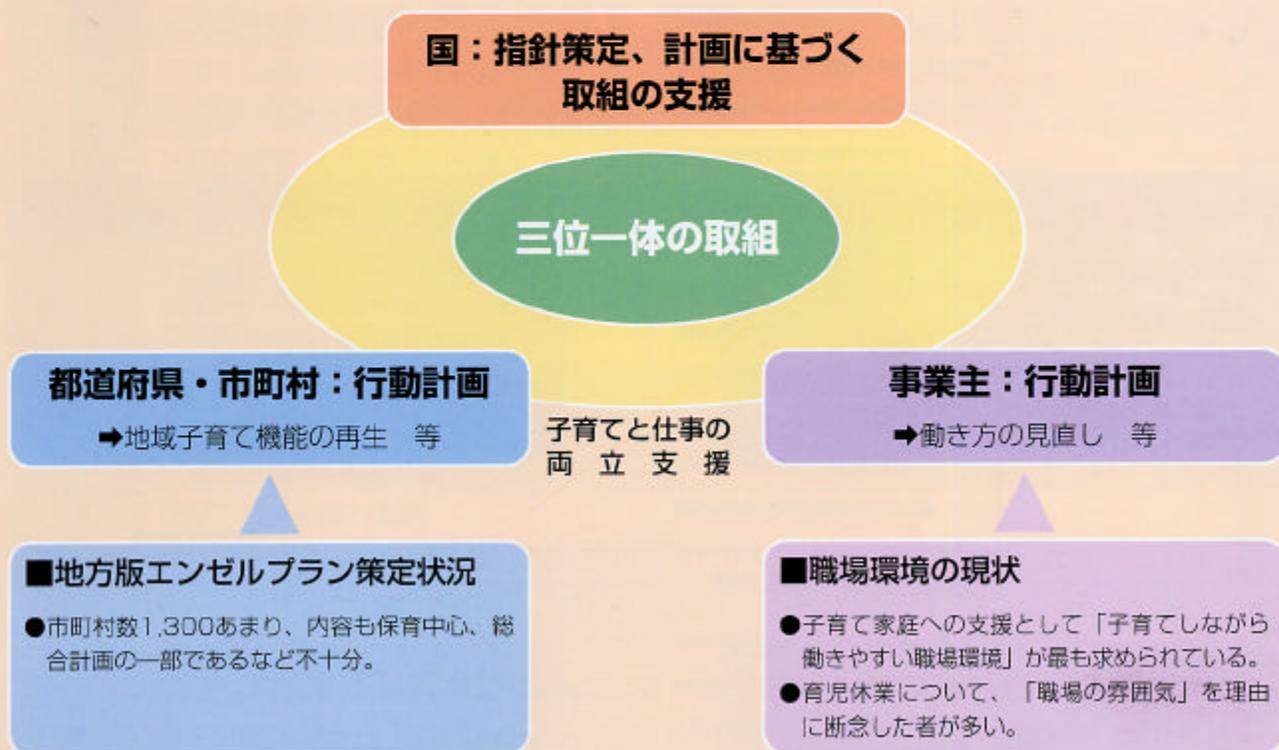
次世代育成支援対策推進法案の位置づけ



今後、「少子化対策プラスワン」で掲げたような対策がさらに進められていきますが、より実効力のある取組にするには、自治体や企業において次世代育成支援のための行動計画づくりを進めるための法律

の制定（次世代育成支援対策推進法案）、児童福祉法や育児・介護休業法など、児童と家庭を取り巻く法律の整備が、車の両輪のように同時に進められることが必要です。

国が定める指針に即して、自治体、企業が行動計画を策定し、10年間の集中的・計画的な取組を推進します。

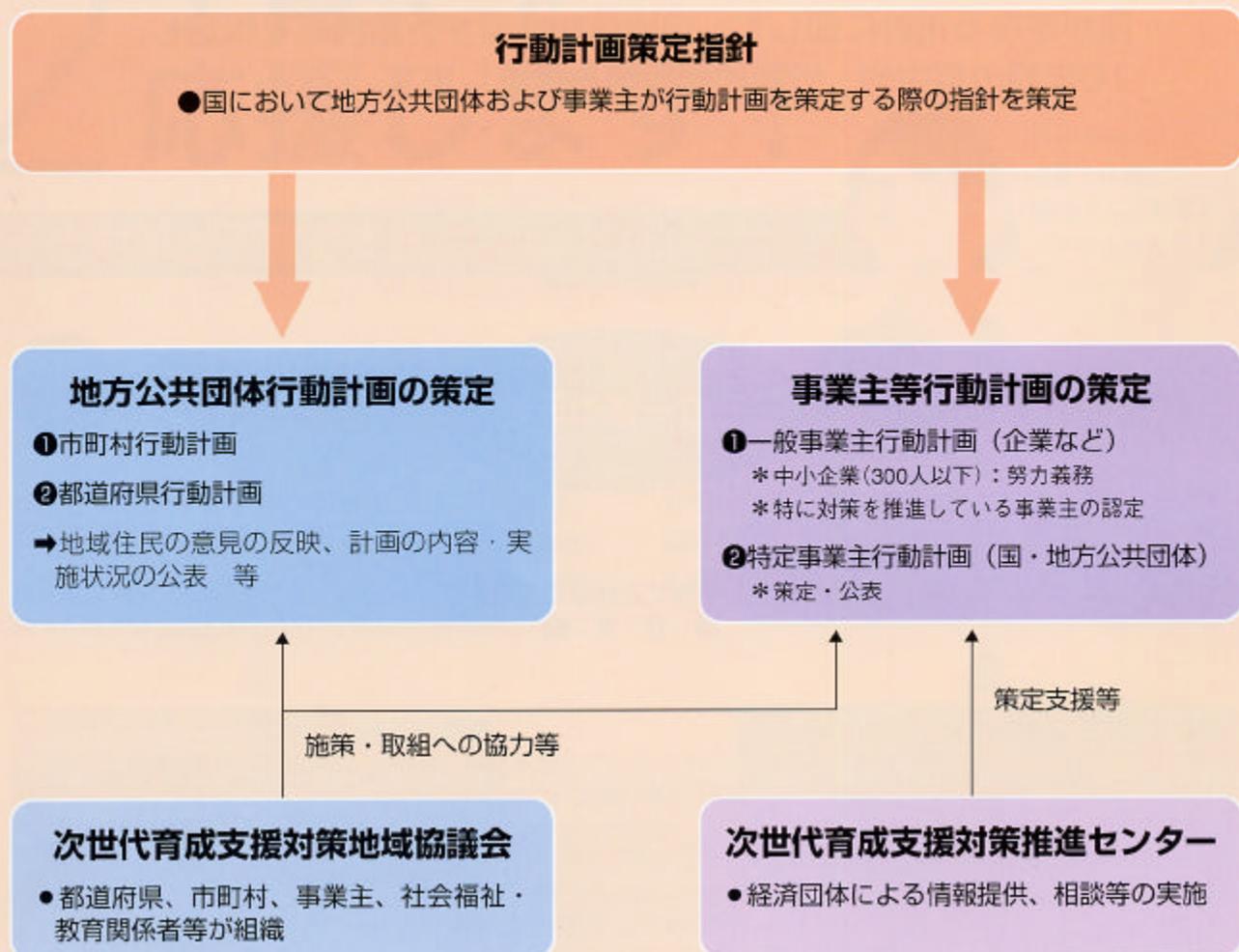


これまでの少子化対策は、働く母親を支援するための保育施策などに重点が置かれ、国や地方自治体を中心となって行われてきましたが、「男性も含めた働き方の見直し」が迫られていることから、事

業主（企業）も子育て支援についての責任を負うものと位置づけられました。国が定める指針に即して、都道府県・市町村と事業主がそれぞれに行動計画を立てて、三位一体の計画的な取組を行います。



この法律で平成17年から10年間、国や自治体、企業が集中して少子化対策に取り組む、ということね。



市町村と都道府県は、各々、地域における子育て支援などのための目標と、それを達成するための行動計画を策定し、実施状況の公表などを行う必要があります。

事業主等については、従業員300人を超える一般事業主（企業など）は、従業員の仕事と家庭の両

立に関して目標と行動計画を策定する必要があります（従業員が300人以下の中小企業については努力義務とします）。また、特定事業主（国・地方公共団体）は、職員の仕事と家庭の両立に関して目標と行動計画を策定する必要があります。

詳しくは次頁の「概要」をご覧ください。



次世代育成支援対策推進法案の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。

1. 概要

(1)目的、国・地方公共団体・事業主・国民の責務 等

(2)基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととする。

(3)行動計画

①行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定すること。

②地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、①の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

③事業主の行動計画

ア 一般事業主行動計画

- ・事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために事業主が講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。
- ・事業主からの申請に基づき、行動計画に記載

された目標を達成したこと等の基準に適合する一般事業主を認定すること。

- ・厚生労働大臣の承認を受けた中小事業主がその構成員からの委託を受けて労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例を定めること。

イ 特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関は、職員の仕事と家庭の両立等に関し、①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定・公表すること。

(4)次世代育成支援対策推進センター

事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定・実施を支援すること。

(5)次世代育成支援対策地域協議会

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができること。

2. 施行期日等

公布の日から施行。ただし、1の(3)①の行動計画策定指針の策定は、公布の日から6月以内の政令で定める日から、1の(3)②の地方公共団体の行動計画及び1の(3)③の事業主の行動計画の策定は平成17年4月1日から施行。なお、本法案は、平成27年3月31日までの時限立法である。